

登記年月日：令和4年11月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和4年11月30日
大阪法務局守口出張所

登記官

高井幸治



地番	3-1, 3-5	地積測量図
土地の所在	守口市菊水通二丁目	

求積表

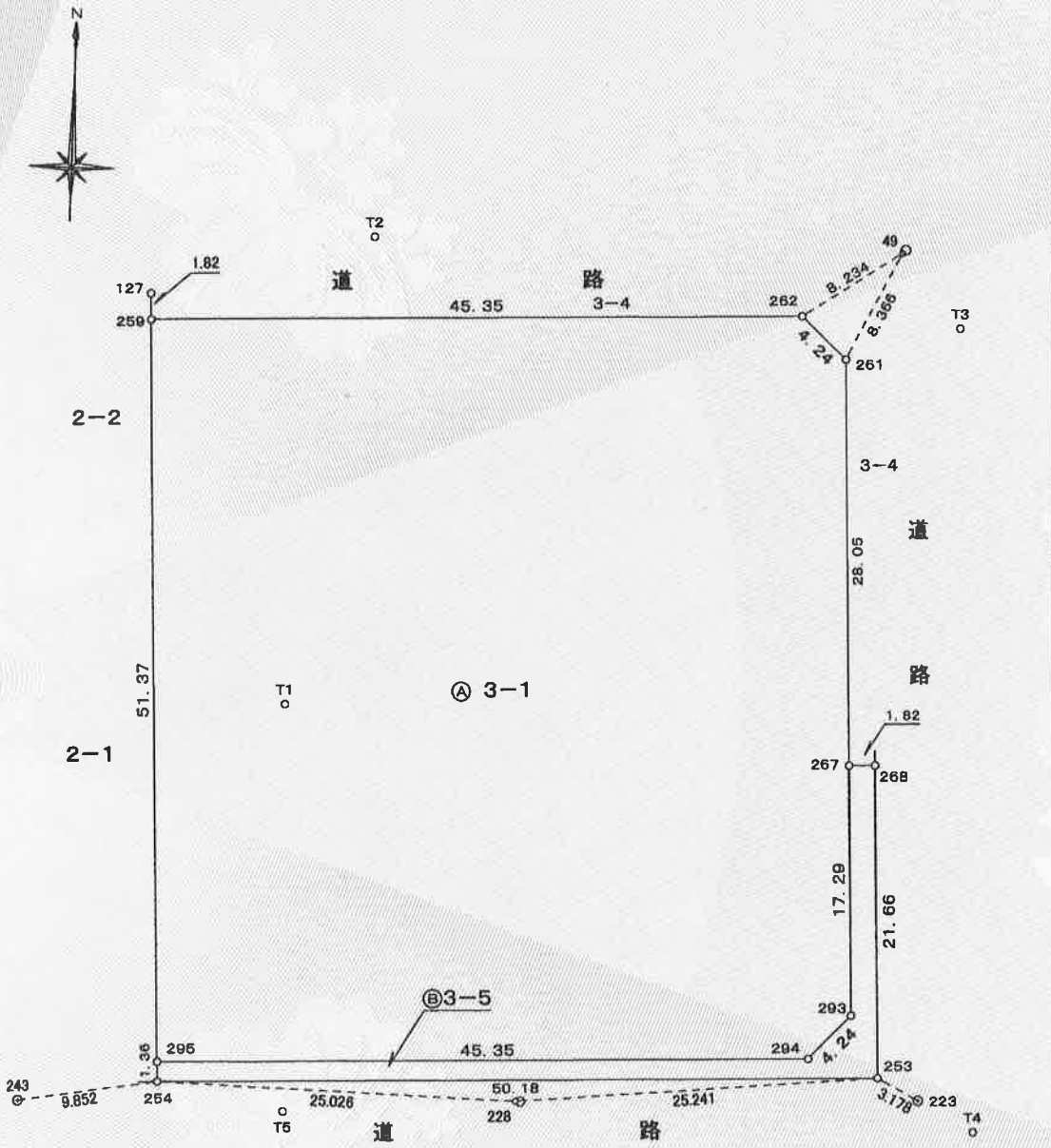
地番		㊦ 3-1			
測点	標識	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
259	金属板	226.274	189.744	-53.250	-10103.868000
295		174.951	191.955	-49.386	-9479.889630
294	金属板	176.888	237.273	5.063	1201.313199
293	金属板	180.014	240.142	48.442	11632.958764
281	金属板	225.330	238.190	48.187	11477.661530
262	金属板	228.201	235.063	0.944	221.899472
倍面積		4950.075335			
面積		2475.0376675			
地積		2475.03 m ²			

地番		㊦ 3-5			
測点	標識	X	Y	X _{n+1} -X _{n-1}	Y(X _{n+1} -X _{n-1})
268	金属板	197.375	241.217	21.565	5201.844605
267	金属板	197.297	239.398	-17.361	-4156.188678
293	金属板	180.014	240.142	-20.409	-4901.058078
294	金属板	176.888	237.273	-5.063	-1201.313199
295		174.951	191.955	-3.299	-633.259545
254	金属板	173.589	192.014	0.781	149.962934
253	金属板	175.732	242.149	23.786	5759.756114
倍面積		219.744153			
面積		109.8720765			
地積		109.87 m ²			

総合計面積	2584.9097440 m ²
-------	-----------------------------

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
127	228.093	189.666	金属板
49	232.849	241.860	マンホール枠ポンチ穴
223	174.266	244.969	マンホール中心ポンチ穴
228	173.177	217.037	マンホール枠ポンチ穴
243	171.882	182.311	マンホール中心ポンチ穴
T1	200.000	200.000	金属板
T2	232.522	205.116	金属板
T3	227.721	246.083	金属板
T4	172.222	248.908	金属板
T5	171.832	200.824	金属板

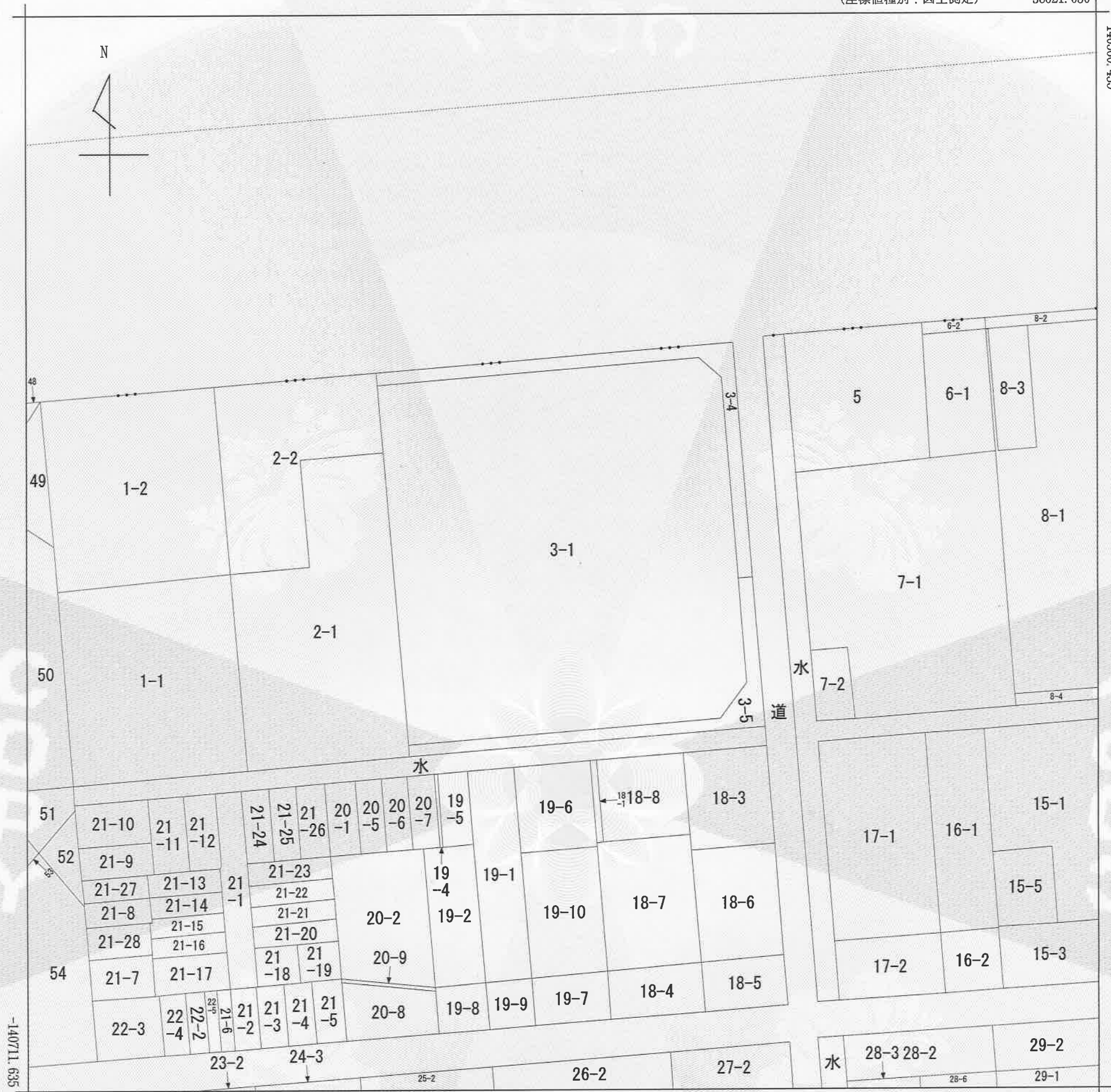


引照点間距離表

境界点	引照点	距離
295	228	25.144
	243	10.120

作成者	大阪府門真市野里町24番2	申請人	守口市長 西端勝樹	縮尺	1/500
	土地家屋調査士 上田隆義				

令和4年10月28日 測量)
令和4年11月7日 作成)



-38771.030 (座標値種別：図上測定)
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
菊水通2丁目

請求部	所在	守口市菊水通二丁目				地番	3番1			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	VI	分類	地図に準ずる図面 (街区成果B)		種類	街区基本調査成果図
作成年月日	平成21年3月23日				備付年月日 (原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和4年11月30日
大阪法務局守口出張所
登記官

請求番号：8-1
(1/1)

高井幸治

公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月19日	不動産番号	1216000133450
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	守口市菊水通二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 部	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3 番	田	⑪	1718		余白
余白	宅地		1745	45	②③昭和36年12月13日地目変更 〔昭和37年1月8日〕
3 番 1	余白		790	15	①③3番1、同番2に分筆 〔昭和59年3月30日〕
余白	余白		255	61	③3番1、同番3に分筆 〔昭和59年8月16日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月19日
余白	余白		2584	91	③3番2、3番3、4番1を合筆 〔令和4年11月10日〕
余白	余白		2475	03	③3番1、3番5に分筆 〔令和4年11月10日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和46年8月27日 第21055号	原因 昭和46年6月18日売買 所有者 守 口 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月19日
2	合併による所有権登記	令和4年11月10日 第13020号	所有者 大 阪 府 守 口 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年11月30日
大阪法務局守口出張所

登記官

高 井 幸 治

